

令和7年

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和7年第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年4月21日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

委員	1番	近藤 秀樹
----	----	-------

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣 寿計
委員	世良 次生
委員	近藤 信二
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	松田 修典
主任主事	末田 絵里子

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和7年第3回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。5番 福垣内委員、6番 中村委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>日程第1、議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明させていただきます。目標の設定については、広島県農業経営課及び広島県農業会議からの指導により作成をしております。それでは、まず、5ページ目をご覧ください。Iの「農業委員会の状況」は、記載のとおりとなっております。1の農業委員会の体制については、令和5年7月20日からの体制について、2の農家・農地等の概要については、最新の各種統計数値を記載することになっており、農林業センサスは令和2年、耕地及び作付面積等につきましては令和6年に行われた調査の公表数値を掲載しております。次のページの、II最適化活動の目標の「1最適化活動の成果目標」について、</p> <p>(1) 農地の集積については、令和5年2月の委員会で審議頂きました熊野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定された目標値をもとに設定させていただいております。次に(2)遊休農地の解消については、昨年度の利用状況調査により判明した遊休農地面積の5分の1を目標値として設定するよう定められているため、0.7haのうち0.14haを解消するとしております。次のページの(3)新規参入の促進については、過去3年間の農地法第3条による権利移動面積の平均の1割以上が目標値となるため、0.11haを目標としております。なお、新規参入の取扱いについては、30a規模の耕作を新規で行うことになったなどが要件であり、令和6年度はこの要件を超える新規参入者は0となっております。「2最適化活動の活動目標」については、(1)の最適化活動については、農地の耕作状況等を確認すること、農業者への声掛けや相談、総会への出席及び意見陳述等が該当します。農業会議からは、月6回以上の活動が望</p>

	<p>ましいとされ同様に設定しております。(2)については、強化月間は最低でも3回の設定が必要とされており、利用状況調査を行う8月から10月とその後の資料整理の期間などを含め3回と設定しました。(3)につきましては、推進委員の方1名以上、新規参入相談会に参加していただくことが目標とされております。いずれの目標設定についても、本町の実情とはそぐわない点もあり、達成が困難な目標設定もあるかと思えます。町としては、利用状況調査を今年も委員の皆様をお願いしたいと考えております。その際には、耕作されている方をみかけたら可能なかぎり声掛けをしてもらうなどしてもらえたらと思えます。詳細については改めて説明の場を設けさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、3月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案9ページから12ページまでのとおり、出来庭地区で2件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議場	<p>無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>ありがとうございました。次回の農業委員会は5月20日(火)に開催予</p>

	<p>定です。議案については5月9日（金）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和7年第3回熊野町農業委員会を閉会します。</p>
	<p>上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p>